

環境情報検証報告書

セイコーホールディングス株式会社 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、セイコーホールディングス株式会社が作成した2022年度の環境情報の算定報告書(以下、「算定報告書」という。)が、同社により作成された「SGCグループ環境データ算定・集計ルール Ver.5」及びその関連細則(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2022年度とは2022年4月1日から2023年3月31日までの期間をいう。検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社の温室効果ガス(GHG)排出量及び取水量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、GHG排出量については「ISO14064-3」、取水量については「ISAE3000」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲はScope1,2のGHG排出量(CO₂,HFC,PFC,SF₆,N₂O,NF₃)、Scope3のGHG排出量(カテゴリ1,4,11)及び取水量とした。保証水準は限定的保証水準、重要性の量的判断基準値は検証対象それぞれの総量における5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲はセイコーホールディングス株式会社の国内生産関連12拠点及び非生産関連143拠点、海外生産9拠点及び非生産28拠点(セイコーホールディングス株式会社の連結子会社の事業所を含む)である。

検証では、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のために統括機能検証を実施した。その後、サンプリングによりセイコーエヌピーシー株式会社那須塩原事業所、Seiko Instruments (Thailand) Ltd.ナワナコン工場、エスアイアイ・クリスタルテクノロジー株式会社、セイコーアイ・ツール株式会社仙台事業所の4拠点にて現地検証を実施した。現地検証では、算定対象範囲、Scope1,2のGHG排出源、Scope1,2のGHG排出量及び取水量に係るモニタリングポイント、Scope3排出量の算定シナリオとアロケーションの確認、算定集計体制の確認を実施した。また、算定データについては根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定はセイコーホールディングス株式会社が行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、算定報告書の2022年度のGHG排出量及び取水量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の作成責任はセイコーホールディングス株式会社にあり、GHG排出量及び取水量検証の結論に関する責任は当機構にある。セイコーホールディングス株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田 純男

